

工 事 設 計 書

工事設計書のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
二瀬ダム管理所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8 二瀬ダム維持管理工事
工事地名	埼玉県秩父市大滝地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	1 2) 設 計 年 月	令和 7年12月
2) 事務所名	二瀬ダム管理所	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026030001	1 4) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	365日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和 9年 3月31日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	埼玉県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	秩父地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	二瀬ダム	2 2) 処 分 費 等	2,750,000
		2 3) 公 告 日	令和 8年 1月26日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目： 河川整備事業費	2) 目： 堰堤維持費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名：
---------------------	----------------	-----------------	---------

設計内訳書

工事名	R 8 二瀬ダム維持管理工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	河川維持	数量増減	金額増減	摘要
河川維持		式	1		43,569,835				
流木処理工		式	1		3,937,600				
流木回収・集積工		式	1		2,298,000				
流木回収・集積工	船規格FRP 全長7m 船外機付(船は使用者に貸与) 平均回収距離1.85km	m3	200	11,490	2,298,000				単-1号
陸揚げ工		式	1		1,639,600				
陸揚げ工	バックホウ0.8m3、ホイローダ	m3	200	8,198	1,639,600				単-2号
流木運搬工		式	1		4,423,200				
流木運搬工		式	1		1,673,200				
流木運搬工	運搬作業 運搬距離 39.2km 10tダンプで運搬	m3	200	8,366	1,673,200				単-3号
流木処分工		式	1		2,750,000				
流木処分工		t	110	25,000	2,750,000				単-4号

設計内訳書

工事名	R 8 二瀬ダム維持管理工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		金額増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
舗装工		式	1		18,647,135				
作業土工		式	1		192,975				
床掘り	土砂	m3	750	257.3	192,975			単-5号	
コンクリート舗装工		式	1		18,454,160				
上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整砕石 M-30 仕上り厚 30mm	m2	1,480	2,382	3,525,360			単-6号	
コンクリート舗装	各種 21-8-25 (高炉) 舗装厚 150mm	m2	1,480	9,318	13,790,640			単-7号	
目地材	瀝青繊維質板 t=20mm	m2	29	2,800	81,200			単-8号	
型枠工		m2	96	11,010	1,056,960			単-9号	
清掃工		式	1		1,804,200				
ダム清掃工		式	1		1,804,200				
ダム堤頂清掃		回	6	145,100	870,600			単-10号	
ダム堤頂内清掃		回	6	155,600	933,600			単-11号	

設計内訳書

工事名	R 8 二瀬ダム維持管理工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		金額増減
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
雑工		式	1		14,529,900				
雑工		式	1		14,529,900				
雑工		式	1		14,529,900			内-1号	
仮設工		式	1		227,800				
交通管理工		式	1		227,800				
交通誘導警備員	A	式	1	117,600	117,600			単-12号	
交通誘導警備員	B	式	1	110,200	110,200			単-13号	
直接工事費		式	1		43,569,835				
共通仮設費		式	1		4,027,000				
共通仮設費 (率計上)		式	1		4,027,000				
純工事費		式	1		47,596,835				
現場管理費		式	1		14,958,000				

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-1号	流木回収・集積工	船規格FRP 全長7m 船外機付(船は使用者に貸与) 平均 回収距離1.85km	単位	m3	数量	100	単価	11,490
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役		人	7.87	33,354	262,495.98			
普通作業員		人	23.62	26,418	623,993.16			
普通船員		人	7.87	33,354	262,495.98			
諸雑費(まるめ)		式	1		14.88			
計					1,149,000			
単価					11,490	円/m3		

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-2号	陸揚げ工	バックホウ0.8m3、ホイールローダ [※]	単位	m3	数量	100	単価	8,198
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役		人	2.72	33,354	90,722.88			
特殊作業員		人	2.72	29,580	80,457.6			
普通作業員		人	13.62	26,418	359,813.16			
バックホウ運転容量	0.8(0.6)m3 クレーン2.9t吊 掘み装置	日	2.72	71,310	193,963.2			
ホイールローダ [※] (トラクタショベル)運転	普通型 山積1.9~2.1m3 排対1次	日	1.36	65,780	89,460.8			
諸雑費(率) 1%		式	1		5,309.93			
計					819,727.57			
単価					8,198		円/m3	

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-3号	流木運搬工	運搬作業 運搬距離 39.2km 10tダンプで運搬	単位	m3	数量	10	単価	8,366
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ダンプトラック運転	オンロード・ティエセル 10t積級	日	1.33	62,900	83,657		
	諸雑費(まるめ)		式	1		3		
	計					83,660		
	単価					8,366	円/m3	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-4号	流木処分工		単位	t	数量	1	単価	25,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	処分費(t) 幹		t	1	25,000	25,000		
	計					25,000		
	単価					25,000	円/t	

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-5号	床掘り	土砂	単位	m3	数量	1	単価	257.3
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床掘り		土砂 標準 無し 無し	m 3	1	257.3	257.3		
計						257.3		
単価						257.3	円/m3	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-6号	上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整碎石 M-30 仕上り厚 30mm	単位	m2	数量	1	単価	2,382
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
上層路盤(車道・路肩部)		粒度調整碎石 M-30 300mm 2層施工 全ての費用	m 2	1	2,382	2,382		
計						2,382		
単価						2,382	円/m2	

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-7号	コンクリート舗装	各種 21-8-25 (高炉) 舗装厚 150mm	単位	m2	数量	1	単価	9,318
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート舗装工 機械舗設		1車 標準 標準(1.0)	m 2	1	4,332	4,332		
コンクリート舗装工 (材料)		105.405m2/100m2 0t/100m2 0.124t/100m2 各種 0.15m 無	m 2	1	4,986	4,986		
計						9,318		
単価						9,318	円/m2	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-8号	目地材	瀝青繊維質板 t=20mm	単位	m2	数量	1	単価	2,800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費 (m 2) 瀝青繊維質板			m 2	1	2,800	2,800		
計						2,800		
単価						2,800	円/m2	

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-9号	型枠工		単位	m2	数量		単価	
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要
	型枠	一般型枠 鉄筋・無筋構造物		m 2	1	11,010	11,010	
	計						11,010	
	単価						11,010	円/m2

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-10号	ダム堤頂清掃		単位	回	数量		単価	
名称		規格		単位	数量	単価	金額	摘要
	土木一般世話役		人	1.1	33,354		36,689.4	
	普通作業員		人	4.1	26,418		108,313.8	
	計						145,003.2	
	単価						145,100	円/回

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-11号	ダム堤頂内清掃		単位	回	数量		単価	155,600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1.1	33,354	36,689.4		
	普通作業員		人	4.5	26,418	118,881		
	計					155,570.4		
	単価					155,600	円/回	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-12号	交通誘導警備員	A	単位	式	数量		単価	117,600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員A		人日	6	19,590	117,540		
	計					117,540		
	単価					117,600	円/式	

1次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-13号	交通誘導警備員	B	単位	式	数量	1	単価	110,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 B			人日	6	18,360	110,160		
計						110,160		
単価						110,200	円/式	

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
バックホウ運転容量	0.8(0.6)m3 クレーン2.9t吊 掘み装置	単位	日	数量	1	単価 71,310
運転手 (特殊)		人	1	32,334	32,334	
軽油		L	87	129	11,223	
バックホ(賃貸)クレーン容量	0.8(0.6)m3 クレーン2.9t吊	供用日	1.5	15,500	23,250	
掘み装置	開口幅2100~2500 爪幅450~1000mm	供用日	1.5	3,000	4,500	
諸雑費 (まるめ)		式	1		3	
計					71,310	
単価					71,310	円/日

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	日	数量	単価	金額	単価	概要
ホイールローダ(トラクタショベル)運転	普通型 山積1.9~2.1m3 排対1次					1	65,780	
運転手(特殊)		人	1	32,334		32,334		
軽油		L	61	129		7,869		
ホイールローダ(トラクタショベル) [普通]	排出ガス対策型(第1次) 1.9~2.1m3	供用日	1.55	16,500		25,575		
諸雑費(まるめ)		式	1			2		
計						65,780		
単価						65,780	円/日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	日	数量	単価	金額	単価	概要
ダンプトラック運転	オンロード・ディーゼル 10t積級					1	62,900	
運転手（一般）		人	1	27,948		27,948		
軽油		L	58	129		7,482		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	10 t 積級	供用日	1.29	20,100		25,929		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ(供用日当り)	供用日	1.29	1,190		1,535		
諸雑費（まるめ）		式	1			6		
計						62,900		
単価						62,900	円／日	

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

処分費（t） 幹	名称	規格	単位	t	数量	単価	金額	単価	25,000	摘要
処分費（株）上武	処理施設	幹	t	100	25,000		2,500,000			
計							2,500,000			
単価							25,000	円/t		

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート舗装工 機械舗設	1車 標準 標準(1.0)	単位	m ²	数量	100	単価 4,332
土木一般世話役		人	0.81	33,354	27,016	
特殊作業員		人	2.52	29,580	74,541	
普通作業員		人	5.66	26,418	149,525	
コンクリートスプレッダ [ブレード式]	舗装幅 3.0~7.5m	時間	1.42	18,020	25,588	
コンクリートフィニッシャ [勾配固定型]	舗装幅 3.0~7.5m	時間	1.42	37,490	53,235	
コンクリートレベラ [勾配固定型]	舗装幅 3.0~7.5m	時間	1.42	21,760	30,899	
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	0.12	53,200	6,384	
諸雑費 (率+まるめ) 18%		式	1		66,012	
計					433,200	
単価					4,332	円/m ²

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリート舗装工（材料）	105.405m ² /100m ² 0t/100m ² 0.124t/100m ² 各種 0.15m 無	単位	m ²	数量	100	単価	4,986
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
生コンクリート	21-8-25（高炉）	m ³	15.6	26,200	408,720			
アスファルト乳剤	PK-3 プライムコート用	L	126	111	13,986			
鉄筋金網	SD295 D6×150×150	m ²	105.405	596	62,821			
鉄筋金網	SD295 D13×100～250	t	0	163,000	0			
鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295 D13	t	0.124	105,000	13,020			
諸雑費（まるめ）		式	1		53			
計					498,600			
単価					4,986	円/m ²		

参考資料（1）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

材料費 (m ²)		単位	m ²	数量	単価	金額	単価	2,800
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
材料費 瀝青繊維質板	t=20mm	m ²	1	2,800	2,800			
計					2,800			
単価					2,800	円/m ²		

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

交通誘導警備員 A		単位	人日	数量	単価	金額	単価	19,590
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
交通誘導警備員 A		人	1	19,584	19,584			
諸雑費 (まるめ)		式	1		6			
計					19,590			
単価					19,590	円/人日		

参考資料 (1)

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	人日	数量	単価	金額	単価	摘要
交通誘導警備員 B		人	1	18,360		18,360		18,360
諸雑費 (まるめ)		式	1			0		
計						18,360		
単価						18,360	円/人日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	名称	規格	単位	時間	数量	単価	金額	摘要
	コンクリートスプレッダ [ブレード式]	舗装幅 3.0～7.5m	単位	時間	数量	1		18,020
	運転手（特殊）		人	0.17	32,334		5,496	
	軽油		L	4	129		516	
	コンクリートスプレッダ [ブレード式]	舗装幅 3.0～7.5m	時間	1	12,000		12,000	
	諸雑費（まるめ）		式	1			8	
	計						18,020	
	単価						18,020	円／時間

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリートフィニッシャ [勾配固定型]	舗装幅 3.0～7.5 m	単位	時間	数量	1	単価	37,490
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）		人	0.16	32,334	5,173			
軽油		L	4	129	516			
コンクリートフィニッシャ [勾配固定型]	舗装幅 3.0～7.5 m	時間	1	31,800	31,800			
諸雑費（まるめ）		式	1		1			
計					37,490			
単価					37,490	円／時間		

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリートレベラ [勾配固定型]	舗装幅 3.0～7.5 m	単位	時間	数量	1	単価
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）		人	0.16	32,334	5,173		
軽油		L	2.2	129	283		
コンクリートレベラ [勾配固定型]	舗装幅 3.0～7.5 m	時間	1	16,300	16,300		
諸雑費（まるめ）		式	1		4		
計					21,760		
単価					21,760	円／時間	

R 8 二瀬ダム維持管理工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費 -----	43,569,835		
(2)共通仮設費 -----	4,027,000		
(3)純工事費 -----	47,596,835		
(1)+(2)			
(4)現場管理費 -----	14,958,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0	(16)工場製作純工事費 -----	0
		(17)工場管理費 -----	0
(6)工事原価 -----	62,554,835	(18)工場製作原価 -----	0
(3)+(4)+(5)+(18)		(16)+(17)	
(7')一般管理費等(計上額) -----	11,115,165	((7)一般管理費等(計算額) -----	11,122,371)
(8')その他費目計 -----	0		
(9)業務委託料等 -----	0		
(10)工事価格 -----	73,670,000		
(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)			
(11)消費税相当額 -----	7,367,000		
(12)請負工事価格 -----	81,037,000		
(10)+(11)			
(13)入札書比較価格 -----	73,670,000		
(請負工事費の100/110)			
(14)調査基準価格 -----	73,590,000		
(15)調査基準価格の100/110 -----	66,900,000		
(万円未満切り捨て)			

共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0				
対象工事費	43,569,835	直接工事費	43,569,835	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	2,750,000	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		1,442,905					
管理費区分1		0 (橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)					
管理費区分2, 7		0 (工場原価)					
管理費区分5		0 (一般管理費等のみ対象額)					
管理費区分9		0 (間接費非対象額)					
管理費区分T		1,442,905 (全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)					
対象額 支 給 品 (+)		0					
無償貸付機械評価額 (+)		0					
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）		42,126,930	現工事		0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		40,819,835		0			
共通仮設費（率分）							
率（補正前）		7.21 %		0 %			
施工地域等補正		1.3 ICT施工補正		1			
率（補正後）		9.56 % (9.37% × 週休1.02)					
計上額		4,027,000		0			
比較結果							
当該追加工事		A					
0		0		調整工事計上額		0	

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	43,569,835		
非対象額計（－）	2,750,000				
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	2,750,000	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正		市街地以外			
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果					
当該追加工事	A			調整工事計上額	0
	0				

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					4,027,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	47,596,835	単独（追加工事）直接工事費	43,569,835	単独（追加工事）共通仮設費	4,027,000
非対象額計（－）	1,442,905				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	1,442,905	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	46,153,930	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	44,846,835		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	31.47 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	32.41 %	（31.47% × 週休1.03）	0 %		
計上額	14,958,000		0		0
			4,700,146	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	二瀬ダム管理所	工事番号	2026030001	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
			河川維持工事	

工事原価	62,554,835				
純工事費	47,596,835	現場管理費	14,958,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（－）	1,442,905				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	1,442,905	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	61,111,930	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	59,804,835	現工事	0	合算工事	0
	（調整工事入力で使用）				
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	61,111,930				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	18.16 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	11,115,165				
業務委託料等	0				
調査基準価格	73,590,000				
調査基準価格の100/110	66,900,000	（ 90.81 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 二瀬ダム維持管理工事

国土交通省 関東地方整備局
二瀬ダム管理所

工事数量総括表

工事名	R 8 二瀬ダム維持管理工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
河川維持		式		1		
流木処理工		式		1		
流木回収・集積工		式		1		
流木回収・集積工	船規格FRP 全長7m 船外機付(船は使用者に貸与) 平均回収距離1.85km	m3		200		
陸揚げ工		式		1		
陸揚げ工	バックホウ0.8m3、ホイローダ	m3		200		
流木運搬工		式		1		
流木運搬工		式		1		
流木運搬工	運搬作業 運搬距離 39.2km 10tダンプで運搬	m3		200		
流木処分工		式		1		
流木処分工		t		110		

工事数量総括表

工事名	R 8 二瀬ダム維持管理工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
舗装工		式		1		
作業土工		式		1		
床掘り	土砂	m3		750		
コンクリート舗装工		式		1		
上層路盤(車道・路肩部)	粒度調整砕石 M-30 仕上り厚 30mm	m2		1,480		
コンクリート舗装	各種 21-8-25 (高炉) 舗装厚 150mm	m2		1,480		
目地材	瀝青繊維質板 t=20mm	m2		29		
型枠工		m2		96		
清掃工		式		1		
ダム清掃工		式		1		
ダム堤頂清掃		回		6		

工事数量総括表

工事名	R 8 二瀬ダム維持管理工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
ダム堤頂内清掃		回		6		
雑工		式		1		
雑工		式		1		
雑工		式		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員	A	式		1		
交通誘導警備員	B	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 二瀬ダム維持管理工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 8 二瀬ダム維持管理工事

特記仕様書

令和8年1月

国土交通省関東地方整備局

二瀬ダム管理所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙-1「明示項目及び明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者(以下、「専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)~(8)の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。
 - (1) 各工事の請負金額が1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)であること。
 - (2) 工事現場間の距離は、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
 - (3) 下請次数は3次までであること。
 - (4) 現場に連絡員(※)を配置していること。

※連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。
※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。

- (5) 施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。
- (6) 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。
- (7) 現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
- (8) 監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は2件までであること。なお、専任特例2号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

- 2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。
- 3. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)
- 4. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として兼務する事となった場合、第1項(3)～(6)について施工計画書、施工体系図等へ記載し、提出すること。
- 5. 本工事において、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

- 1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(9)の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

(5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は埼玉県内の工事でなければならない。

(6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(9) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。

(※「維持工事」とは通年維持工事等(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)をいう。)

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1) 監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど)

2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))

3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)

4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(6)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 工事实績情報の作成、登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。

2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

4. 土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2024)に準拠する。

起点埼玉県秩父市大滝地先緯度35°56'30" 経度138°54'35"

※土木工事：位置情報の記載に関する留意事項

発注者は、原則として当初契約時に、入力する位置情報を特記仕様書に明記する。明記する位置情

報については、以下のことに留意するものとする。なお、大凡の工事場所の把握を目的とすることから、過度な精度は求めない。

- ①工事場所を特定できる場合、その箇所の起点・終点それぞれの位置情報とする
 - ②工事場所が複数箇所の場合、主たる箇所の起点・終点それぞれの位置情報とする
5. 土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。
記載例）※1


本工事は、二瀬ダムにおける、流木処理工、舗装工事である。

主な工種は舗装工・標識工であり、それぞれ200m³、1480m²を予定している。

第7条 施工体制台帳「ゴールドカード制度」について

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社 印



注意 1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2) 所属会社の写真とする。

第8条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。
この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は二瀬ダム管理所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績
評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

別紙様式－０－１～１０

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第 9 条 工事書類の作成について

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 7 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 7 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－ 1 5）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第 1 0 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第 1 1 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 7 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要

件を満たすものとする。

・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev5.7)

令和7年3月版 国土交通省 (国土技術政策総合研究所)

3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者 (以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第12条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前 (準備期間内) に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合 (クロスチェック) を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」 (以下、「審査会」という。) の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第13条 ワンデーレスポンスについて

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・ 「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス

実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。

5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第14条 契約内容の変更手続きについて

契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第15条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第16条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第17条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1) 分別解体の方法

工 程	作業内容	分別解体の方法
① 仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

② 土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
③ 基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
④ 本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑥ その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第18条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第19条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022(再生骨材Mを用いたコンクリート)、JIS A 5023(再生骨材Lを用いたコンクリート)により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365(プレキャストコンクリート製品—検査方法通則)により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。

い。

- 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

第20条 支給材料及び貸与物件

貸与機械は、下表のとおりとする。

機械名称	規格	建設機械番号	使用目的	引渡場所	返納場所	摘要
作業船	FRP全長7m 船外機付	DS-1403	流木処理	埼玉県秩父市大滝地先	埼玉県秩父市大滝地先	

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第21条 施工管理

- 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
- 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- 本工事の施工管理における適用工種毎の基準類は、ICT活用工事実施要領(令和7年3月改定)の関連要領等一覧(URL「https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html」)によるものとする。

第22条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)(以下、写真管理基準)「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」

(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第 23 条 ICT 活用工事（舗装工）について

1. ICT 活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT 施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について 3 次元データを活用する ICT 活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Construction とは、ICT 施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けて ICT 施工技術を活用した工事（ICT 活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、以下の①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。対象は、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事または、舗装を含む工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、舗装工以外の工種にICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の全ての段階でICT施工技術を活用することとし舗装工の施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、監督職員と協議するものとする。なお、舗装工以外の工種に関するICT施工技術の活用を提案・協議した場合は、舗装工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、以下1)～4)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事及び設計段階での3次元データが活用できる場合においては、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が効率的と判断された場合においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により、施工を実施する。

- 1) 3次元MC建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。但し現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員と協

議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

(1) 出来形管理

出来形管理にあたっては、標準的に出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点 m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）とし、以下1）2）から選択（複数以上可）して実施するものとする。また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下1）～2）を原則とするが、現場条件等により以下3）～4）の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理

なお、表層については、標準的に面管理を実施するものとするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督職員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

なお、表層以外については従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。
7. 土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第24条 ICT活用工事（作業土工（床掘工））について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

(1) i-Constructionとは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

(2) ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICT施工技術を全面的に活用する工事である。また、本工事においては、次の①（選択）②③⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事とする。

対象は、作業土工（床掘工）を含む工事とする。

- ①起工測量（選択）
- ②3次元設計データ作成
- ③ICT建設機械による施工
- ④該当なし
- ⑤3次元データの納品

3. 受注者は、特記仕様書に指定された作業土工以外の工種に、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～6によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. ICT施工技術を用い、土工について以下の施工を実施する。

① 起工測量（選択）

受注者は、起工測量にあたって、従来手法による起工測量またはICT施工技術を用いた起工測量を選択できるものとし、作業土工以外の工種で取得した3次元起工測量データがある場合は、積極的に活用するものとする。

ICT施工技術を用いた起工測量としては、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択（複数選択可）して測量を行うことができるものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

受注者は、4. ①で得られたデータと発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工を行うため、3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

4. ②で作成した3次元設計データを用いて、作業に応じて以下に示すICT建設機械を選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国

家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和5年3月31日 国土交通省告示第250号）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

※MCとは「マシンコントロール」、MGとは「マシンガイダンス」の略称である。

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督職員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

作業土工であるため、該当しない。

⑤ 3次元データの納品

4. ②により作成した3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

ただし、1-3①において、3次元起工測量を実施した場合は、取得した3次元測量データも3次元データ納品の対象とする。

5. 上記4. ①（選択）②③の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

6. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第25条 ICT活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第26条 ICT活用工事の費用

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工及び付帯設備設置工に関するICT施工技術の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ICT活用工事（舗装工）積算要領

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上の考え方は以下のとおりである。

(1) 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

(2) 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正の補正係数を乗じるものとする。なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。受注者からの見積により算出される金額が以下の補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積により算出される金額を積算計上額とする。また、受注者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設費率補正係数：1.2

・現場管理費率補正係数：1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1) 2) とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。

1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、舗装工以外の工種に関するICT活用について発注者へ提案・協議を行う。また、舗装工についてもICT活用に関する具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示し、協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

3. 受注者が、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む）までに、作業土工（床掘工）及び作業土工（床掘工）以外の工種に関するICT活用の具体的な工事内容・数量及び対象範囲について明示し、監督職員へ協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術の活用を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下の積算要領より費用を計上することとする。

・ICT活用工事（作業土工（床掘工））積算要領

ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。

4. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第27条 ICT活用工事の活用効果等に関する調査

ICT活用工事を行った施工者は、活用目的等の把握のための「ICT活用工事の活用効果等に関する調査」の対象であり、別途監督職員より指示される調査票に基づき実施するものとする。施工者は、工事完了後直ちに調査票を監督職員へ提出・確認後、発注者が指示するメールアドレスまで調査票を電子メールにより提出すること。また調査票の聞き取り調査等を実施する場合はこれに協力するものとする。調査費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第28条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス
（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法900mm×900mm以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することと

し、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事（施工箇所）※までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所です計上できるものとする。

3. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 29 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和 7 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和 6 年 2 月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

6. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、1 箇所 2 人（うち有資格誘導員 1 人）とし、1 箇所計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人

員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

7. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	配置箇所	作業区分	交通誘導員	備考
清掃工	ダム堤頂部 (県道278号三峰線)	昼間作業	2人(うち有資格者1人)	交代要員無し

8. UAV等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第30条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第31条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25℃以上となる日を真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数(WBGT)が25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工期においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日

間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$$

※ 真夏日補正係数：1. 2

第32条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第33条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第34条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局HP>河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第35条 環境対策 特定調達品目の調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第36条 環境対策 低騒音型建設機械の使用について

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第37条 環境対策

受注者は、施工期間中、工事による汚濁水が貯水池に入らないようにすること。なお、必要な対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第38条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車両の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車両（以下、本工事関係車両という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県でのディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車両を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車両の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車両の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車両にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車両を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車両に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第39条 過積載による違法運行の防止対策について

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第40条 貸付建設機械への受注者名の標示

発注者所有の建設機械を貸与されて行う作業（工事）及び業務の実施にあたっては、受注者名を貸付建設機械に標示するものとする。なお、標示方法等の詳細については、監督職員と協議するものとする。

第41条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係
〇〇を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係
〇〇を実施するものとする。
 - (3) 安全関係
〇〇を実施するものとする。
 - (4) 地域連携

〇〇を実施するものとする。

2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第42条 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（余裕期間：契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで）

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

第43条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第44条 週休二日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

- 1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第45条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
 著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。
 工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。
 なお、本工事の降雨降雪日は、三峰観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。
2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第46条 施工時間及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	すべての工事

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第47条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義
 新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。
 - ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
 - ② 公共工事等において実用段階に達している技術

- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 48 条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 47 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 47 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)～4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「-VE」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第49条 契約後VE

1. 定義について

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. VE提案の意義及び範囲について

- (1) 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
- (2) 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。
 - 1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - 2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - 3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. VE提案書の提出について

- (1) 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書(別紙様式-1~4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - 1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - 2) VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - 3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - 4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - 5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - 6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- (3) 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する、35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- (4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. VE提案の審査について

提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. VE提案の採否等について

VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面(別紙様式-5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. VE提案を採用した場合の設計変更等について

- (1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- (3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれ

額の10分の5に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。

- (4) VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。

7. VE提案の活用と保護について

評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在について

発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第50条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第47条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第51条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査(試行)(受注者希望方式)

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費(以下「賃金・労働時間等」という。)の実態を調査する試行工事である。

2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別(以下、「工種等」という。)を発注者へ報告するものとする。

3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。

4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第52条 総価契約単価合意方式について

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

（共通仕様書第3編3-1-1-1の適用）

2. 共通仕様書第3編3-1-1-1第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

（合意単価の公表）

3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第53条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第54条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号最終改正令和3年9月1日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第55条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第56条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものであり、実施について協議するものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む。)	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿(提出)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(承諾)	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第57条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第2章 個人情報の取り扱いについて

第58条 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第59条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第60条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第61条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第62条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第63条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第64条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又

は解除された後においても同様とする。

第65条 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により、個人情報記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙-2）を発注者に提出しなければならない。

2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第66条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第67条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第68条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第69条 レディーミクストコンクリート

1. コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

用途	粗骨材の最大寸法	スランプ	水セメント比	呼び強度	セメントの種類
コンクリート 舗装	25(20)mm	8Cm	55%以下	21	高炉セメントB種

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. コンクリートの耐久性向上の対策は「コンクリートの耐久性向上」仕様書（土木編）（平成14年8月一部改正）により行うものとする。

第70条 水セメント比

水セメント比については、示方配合表により監督職員の確認を得なければならない。

なお、水セメント比を減じることにより施工性が著しく低下する場合は、必要に応じて、高性能減水剤の使用等を検討しなければならない。また、下記構造物については適用除外とする。

- ・仮設構造物(建設後数年の内に撤去するもの。)
- ・最大高さ1m未満の擁壁・水路・側溝及び街渠等の構造物。
- ・管(函)渠等(φ600未満、600mm×600mm未満)の構造物。
- ・道路照明、標識、防護柵等の構造物。
- ・耐久性を期待しない構造物。

第4章 材 料

第71条 鉄筋

本工事で用いる鉄筋は、SD345とする。

第72条 目地材

伸縮目地材は、瀝青繊維質板 t=20mm を見込んでいるが、これにより難しい場合は監督院と協議するものとする。

第5章 一般施工

第73条 流木処理工

1. 流木の集積は、作業船により二瀬ダム上中尾進入路に集積し水位低下後、処分場へ運搬するものとするが、現場条件により仮置等が必要となる場合及び集積方法が変更となる場合は別途協議するものとする。
2. 流木の集積に必要な作業船については、国土交通省二瀬ダム管理所より貸与するものとする。
3. 流木の発生量について、数量に増減が生じた場合には監督職員と協議するものとする。

第74条 流木運搬工

1. 二瀬ダム貯水池の流木を運搬し、処分するものとする。流木の処分場及び処分方法については下記によるものとする。

① 処分場

処分場	処分費	処理方法
(株)上武	25,000円/t	チップ

処理費の改定が生じた場合は、協議を行い変更を行うことができる。

② 「一般者へ無料配布」

荒川ふれあいログハウス横スペースへ運搬

2. 流木処分の時期及び上記処分法の判断については監督職員の指示によるものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

第75条 清掃工

1. ダム堤内清掃

ダム堤内清掃は、堤体内通廊（側溝含む）【約L=286m】・ゲート操作室およびその周辺を対象とし、6回（R8年4月、6月、8月、10月、12月、R9年2月）行うものとする。堤内清掃により発生した塵芥等については、側溝へ流すことはせず、堤外へ搬出するものとする。

搬出先は「秩父市大滝上中尾地区残土置場」とするが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

2. ダム堤頂清掃

ダム堤頂清掃は、ダム堤頂側溝【約L=288m】の土砂掃きとし、6回（R8年4月、6月、8月、10月、12月、R9年2月）行うものとする。

第76条 雑工

雑工は、監督職員が指示した業務について対処するものとする。なお、雑工は普通作業員550人を見込んでいる。数量に増減が生じた場合には、契約変更の対象とする。雑工として実施するものは、下記のとおりとする。

- ① ダム管理施設の補修等
- ② ダム・貯水池周辺の除草および伐採等
- ③ その他監督職員の指示するもの

第77条 地震時における巡視

地震時において、監督職員の指示により、二瀬ダム貯水池周辺の巡視を以下のとおり行う。また、地震時以外（訓練時、大雨降雨時、災害時等）にも指示することがある。

1. 巡視ルート

巡視ルートは二瀬ダム管理所から荒川本川上流4km付近まで、二瀬ダム管理所から大洞川上流3km付近までとする。詳細な巡視ルートは別途監督職員が指示する。

2. 巡視の開始及び終了

巡視の開始及び終了は監督職員が指示する。

3. 巡視の班編成、方法

巡視は2名で自動車にて実施することを原則とする。ただし、必要に応じて車外にて巡視を行うものとする。

4. 巡視時の携帯品

巡視時は下記のを必ず携帯すること。下記の他必要が認められるものについては監督職員と協議すること。

- ・デジタルカメラ、野帳、鎌、巻尺、ポール、安全ロープ、携帯電話等連絡通信機器、照明器具

5. 巡視時の安全等

巡視は異常発見に細心の注意を払うものとし、また、巡視を遂行することが危険と判断される場合は巡視を一時中断し、自らの安全を図るものとする。

6. 異常を発見した場合の処置

異常を発見した場合、直ちにその異常箇所、範囲、状況等を図面、デジタルカメラ画像等で監督職員に報告するものとする。

7. 監督職員への報告

監督職員への報告は、次のとおりとする。

- ①巡視開始時
- ②巡視開始後毎正時
- ③河川管理施設、貯水池斜面等に異常を発見したとき
- ④巡視を終了したとき
- ⑤その他必要が生じたとき

8. その他

大規模災害発生時に周辺道路等に大きな被災が確認され、二瀬ダムへ参集困難なときは、監督職員へ連絡するものとする。

第78条 仮設工

本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分に把握し、安全性、細部構造については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。

なお、施工箇所に作業安全上、危険な転石が存在する場合は、監督職員と協議し、破碎を行うものとする。転石破碎に要する費用は設計変更の対象とする。

第6章 その他

第79条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

気象庁震度階発表地点（小鹿野町両神薄）において、震度4以上が観測された場合。

第80条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第81条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第82条 特定外来生物の処理について

本工事の区域には、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により特定外来生物に指定されている陸生植物「アレチウリ」が育成している可能性がある。

工事期間内に貯水池周辺の巡視を行い、「アレチウリ」の生育が確認された場合は、速やかに監督職員に報告し、防除するものとする。

なお、本工事区域内でアレチウリ以外の特定外来生物（オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ等）の生育が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

① 処分方法

本工事施工範囲の特定外来生物の処理方法は抜き取りとし、収集した植物は焼却処分するものとする。

受入場所：秩父クリーンセンター（秩父市栃谷1477番地）

前項により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

② 特定外来生物防除実施者証の携帯

防除実施前に「特定外来生物防除実施者証」を発行するので防除作業に従事する作業員名簿作成（別紙-3）し監督員に提出すること。交付後、主任（監理）技術者・現場代理人は、防除実施時（草刈・集草・運搬）に、これを常に携帯しなければならない。なお、防除終了時には速やかに監督職員に返却しなければならない。

③ 看板設置防除実施にあたっては、別紙-4「立て看板」を1箇所以上設置するものとする。

④ 表土処理

対象植物が生育している区域の表土（地表面より20cm以上）を工事施工上からはぎとるときは、本工事区域内に敷均するものとし、敷均し方法等については監督職員の承諾を得なければならない。

⑤ 仮置き時、運搬時の対策

工事施工に必要となる除草において、「特定外来生物を含む草刈り」を枯死させないで、または種子を持った状態のもので、工事範囲外に運搬、仮置きする場合は、シート掛け等により密閉を図り、飛散・逸出による拡散防止を図るものとする。

以 上

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。	第46条
	■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。	第42条
安全対策関係	■ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。	第29条
	■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。	第30条
その他	■ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。	第20条

証明書

工事（業務）名： _____

受注業者： _____

証明者： _____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）： _____

担当者（会社名・部署名・氏名）： _____

連絡先1： _____

連絡先2： _____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。)

お 知 ら せ

この〇〇工事は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第11条に基づき、主務大臣等による防除を実施しています。

工 事 名 :

工事期間 :

受 注 者 :

責 任 者 :

発 注 者 : 国土交通省 関東地方整備局
〇〇事務所

対象特定外来生物名 :

連絡先 : 〇〇河川事務所 〇〇出張所 TEL 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

サイズ 縦×横 (1, 400×1, 000) とする。

別紙様式－0－1

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低価格理由の詳細内容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協会会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスのない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床掘作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式-0-2

【比較表-1】

積算内訳書の比較表

記入要領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。											
工事名	〇〇道路改良工事											
工事区分・工種・種別	単位	入札時				工事完成時					備考	
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/官積(%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※			元請/官積(%)
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式-0-3

【比較表-2】

内訳書に対する明細書の比較表

記入要領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。													
工事名	〇〇道路改良工事													
工事区分・工種・種別・細別	単位	入札時						工事完成時						備考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53.6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

別紙様式-0-10

【諸経費動向調査（工事費）】

工事費内訳		注)消費税抜きで記入してください										
		金額単位:千円										
費目	元請+元請外注	元請	元請外注 合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
				〇〇建設 道路土工	〇〇建設 排水構造物工	〇〇商工 法面工	〇〇建設 道路土工	〇〇商工 交通誘導	〇〇建設 地質調査・試験	〇〇商工 仮設工		
① 直接工事費	50,972	17,009	33,963	20,914	1,441	8,600	2,590	0	0	0	0	158
(1) 材料費	25,562	13,632	11,930	5,857	137	4,554	982	0	0	0	0	0
(2) 労務費	15,232	0	15,232	9,290	1,248	2,826	1,730	0	0	0	0	138
(3) 機械器具等賃料	9,433	2,643	6,788	5,754	56	820	138	0	0	0	0	28
(4) 資材各種等現場管理・管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) 直接経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 特許使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 光熱電力使用料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(6) 特殊経費	747	734	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0
② 間接工事費	19,683	11,896	7,787	1,086	759	3,250	1,080	1,009	320	283	0	0
(1) 共通仮設費	8,069	4,710	3,359	1,889	120	452	0	898	0	0	0	0
イ 仮設費	2,880	70	2,310	1,750	120	440	0	0	0	0	0	0
A 基礎材	250	70	180	80	60	40	0	0	0	0	0	0
1 仮設材①	100	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 仮設材②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 仮設材③	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 敷設材料	150	70	80	80	0	0	0	0	0	0	0	0
5 橋梁等架設支保工	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 橋梁用架設クレーン等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 橋梁用仮設桁設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 積込み及び取り扱費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 トンネル用スライドセトル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 建設機械のリース	1,120	0	1,120	660	60	400	0	0	0	0	0	0
① 自走式貨物自動車等 (1) 自走による運搬	1,080	0	1,080	620	60	400	0	0	0	0	0	0
(2) 自走による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 現場内小運搬	40	0	40	40	0	0	0	0	0	0	0	0
C 建設機械20以上 (1) 貨物自動車等による運搬	980	0	980	980	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 自走による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 自走による運搬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 現場内小運搬	30	0	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0
D 準備費	699	699	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 準備・測量等	673	673	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B その他	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ 事業場安全衛生施設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニ 安全費	1,373	451	922	24	0	0	0	898	0	0	0	0
安全留意費 「建設工事の安全対策防止対策要綱」に ついて選択												
A 安全管理費	147	123	24	24	0	0	0	0	0	0	0	0
工事区域内の安全管理上の監 視、あるいは現場に要した費用(積 働日の保安要員の費用を含む)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 不稼働日の保安要員の費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 標識、標線、保安灯、防護網、リベット 等の安全施設費の設置、撤去、維持に要 した費用及び現場職員の給料	102	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 夜間作業を行う場合に要する照明に 要した費用	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 融氷火之症の予防に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥ 川河、海浜工事における救命艇に要 した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦ 粉塵作業の予防に要した費用	24	0	24	24	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 長大トンネル等に要する防火安全対策 に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 安全用品等の費用	19	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩ 安全委員会等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省(運輸)施設工事における ⑪ 再任設置設置、撤去、維持管理に要し た費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 交通誘導員等	898	0	898	0	0	0	0	898	0	0	0	0
C 鉄道受渡安全管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 美化等	324	324	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 高圧作業予防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 密着安全管理器・警戒線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G ダム築設・監視費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ホ 設備費	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 土地の借上費	159	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 電力用水等基本料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヘ 技術管理費	2,700	2,688	12	0	12	0	0	0	0	0	0	0
A 品質管理費等	69	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 特別な品質管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 現場安全衛生管理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 品質証明(社内検査)に要した費用	300	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
E 各種調査等	320	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 各種台帳等	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G その他	1,999	1,999	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ト 業務費	758	643	115	115	0	0	0	0	0	0	0	0
A 建物費	224	224	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 借上費	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 宿泊費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
D 労働者送迎費	115	0	115	115	0	0	0	0	0	0	0	0
E 監督員詰所等	65	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 美化等①	254	254	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G 美化等②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
I 労働者海上輸送費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
リ 技術関係費(電気工事、光ケーブル工事 の場合)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 積算費	11,614	7,188	4,426	89	639	2,380	1,380	111	320	283	0	0
(3) 現場管理費	528	183	345	20	161	151	0	2	0	11	0	0
ロ 安全訓練等費用	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
A 安全・衛生に要した費用	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B 福利訓練等に要した費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ハ 租税公課	64	47	17	15	2	0	0	0	0	0	0	0
ニ 社員等従業員給料手当	8,367	4,917	3,450	1,001	960	359	792	33	214	91	0	0
ホ 退職金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5	0
ヘ 保険料	208	0	208	162	0	3	83	0	0	0	0	0
① 火災保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 工事保険	88	0	88	88	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 自動車保険	109	0	109	8	0	3	93	0	0	0	0	0
④ 福立保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤ 法定外の労災保険	10	0	10	6	0	0	0	0	0	4	0	0
⑥ その他損害保険	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
ト 法定福利費	2,594	1,188	1,426	624	223	255	172	76	31	45	0	0
A 労災保険料	339	497	42	0	0	30	30	0	1	111	0	0
B 雇用保険料	182	43	146	70	22	12	30	7	2	3	0	0
C 健康保険料	670	135	535	257	79	84	65	26	9	15	0	0
D 厚生年金保険料	896	193	703	297	122	129	77	43	19	16	0	0
E 建造共済掛金	300	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F 教育保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チ 福利厚生費	285	41	244	185	0	0	48	0	0	0	0	11
リ 補償費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヌ 通信交通費	394	290	104	12	0	46	0	4	0	0	0	0
ル 交際費	26	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ロ 寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ワ その他	623	504	119	2	0</							

V E 提 案 書

(発注者) 殿

(受注者)

工事請負契約書第19条の2に基づきVE提案書を提出いたします。

工事件名： 契約締結日：	連絡者 氏 名 TEL FAX	
VE提案の概要 <div style="float: right; text-align: right; margin-top: 10px;"> 注) 記入欄が不足する場合には、様式－6(1)の2として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。 </div>		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式-6(2)

番 号	項 目 内 容
-----	---------

(1) 設計図書の定める内容と、VE提案の内容の対比	
【現状】 ----- 略図等	【改善案】 ----- 略図等

(2) 提案理由

(3) VE提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入)

(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)

(5) その他

様式－６（４）

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) V E提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

作成時期	工事関係書類				工事関係書類の標準様式(案)(様式No)	作成書類役割分担		発注者作成書類の位置付け						受注者作成書類の位置付け		工事書類作成媒体の事前協議		備考	
	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	発注者作成書類の位置付け		提出		提示		監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子☆	紙◎		
								指示	通知	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管						
設計審査会の役割分担	設計審査会 で確認	1	【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-1-36-7	-	○						○					令和〇年〇月〇日設計審査会で確認		
		2	【事例】 関係機関(〇〇〇)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	-	○							○					令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
		3	【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	-	○												土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出	
		4	【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関(〇〇〇)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	-	○													令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
		5	【事例 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件(〇〇〇)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	-	○													令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
		6	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	-	○								○					令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
		7	【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算の伴うものや大幅な修正)	共通仕様書1-1-1-15	-	○													令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する)
契約関係書類	契約関係書類	8	工事請負契約書	-	-	○													
		9	共通仕様書	-	-	○													
		10	特記仕様書	-	-	○													
		11	発注図面	-	-	○													
		12	現場説明書	-	-	○													
		13	質問回答書	-	-	○													
		14	工事数量総括表	-	-	○													
		15	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1	-	○												
		16	請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式-2	-	○												契約書を作成する全ての工事
		17	工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3	-	○												
		18	掛金収納書(電子申請方式)	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式-4	-	○												電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
		19	建退保証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-	-	○												
		20	工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-	-	○												
		21	掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-	-	○												
22	被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-	-	○														
23	掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	-	-	○														
24	請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式-5	-	○														
25	VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式-6	-	○												契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。		
その他	その他	26	品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式-7	-	○											契約図書で規定された場合に提出する。	
		27	再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19-4	-	○												該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
		28	再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-19-5	-	○												該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
		29	建設発生土搬出調査	特記仕様書	-	○													
		30	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	-	○													
1 施工計画	① 施工計画	31	施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	-	○												工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。	
		32	ISO9001品質計画書	特記仕様書	-	○													
		33	設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	-	○													
		34	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	-	○													
		35	工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	-	-	○													設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。
2 施工体制	② 施工体制	36	施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	-	○												・『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の営業業以外は不要	
		37	施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	-	○													
		38	作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	-	○													
3 施工状況	③ 施工管理	39	工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式-9	○													
		40	工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式-9	○												協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。	
		41	工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式-9	○													
		42	工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式-9	○													
		43	工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式-9	○													
		44	工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9	○													
		45	材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式-10	○													設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提出は不要
		46	材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	-	○													設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

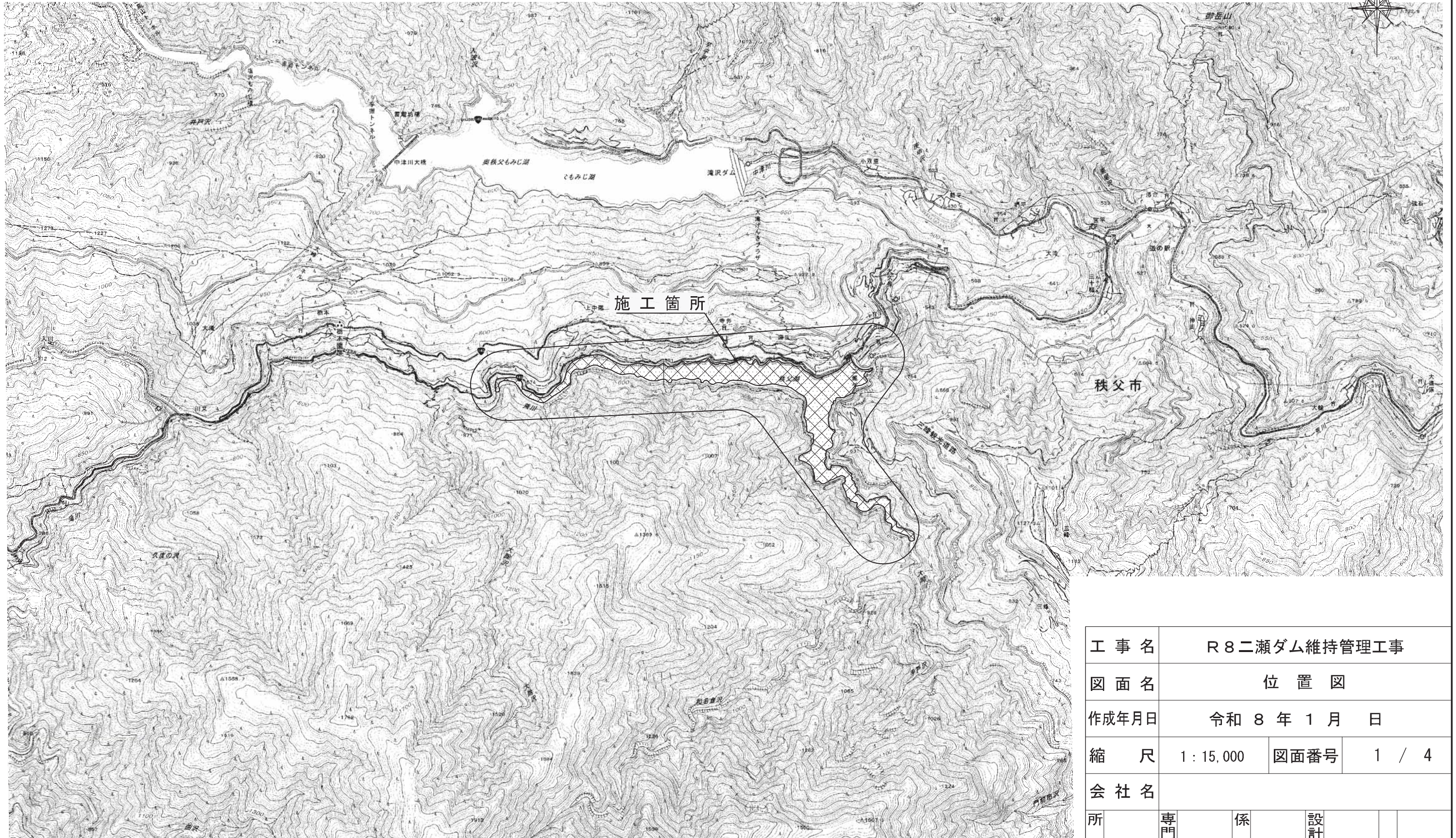
※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

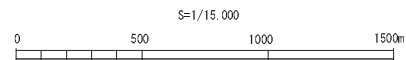
作成時期	工事関係書類				工事関係書類の標準様式(案)(様式No)	作成書類役割分担		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		備考			
	種別	No.	書類名称	書類作成の根拠		発注者	受注者	発注者作成書類の位置付け		提出		提示		監督職員へ連絡	監督職員へ納品		電子☆	紙◎	
								指示	通知	監督職員	契約担当課	発注担当課	受注者保管						
工事中	3 施工状況	③ 施工管理	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式-11	○										・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。		
			48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式-12	○											・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
			49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	-		○						○				ASP、電子メールなどにより連絡する。ただし、現道上の工事については「提出」とする。	
		④ 安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	-		○					○					監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。	
			51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式-13		○						○				事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。	
			52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	-		○										事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。	
		⑤ 管理工程	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式-14		○										工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。	
	⑥ 品質管理		54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	-		○									指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。		
	契約関係書類	中間前払金	55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15	○				○								
			56	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5	○					○							
		完済部分検査	57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16		○				○							
			58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17		○				○							
			59	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5		○				○							
			60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18		○				○							
		既済部分検査	61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19		○				○							
			62	出来形報告書(数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	-		○				○							中間技術検査時にも提出する。
			62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18		○				○							
		63	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5		○				○								
		64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21		○				○								
		65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22		○				○								部分使用がある場合に提出する。
		66	工期延期届	工事請負契約書第18条~22条	様式-23		○				○								工期延期が発生する場合に提出する。
		支給品	建設機械	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24		○			○							支給品を受領した場合に提出する。
				68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式-25		○			○							支給品がある場合に提出する。
			69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式-26		○			○							建設機械の貸与がある場合に提出する。	
70			建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27		○			○								建設機械の貸与がある場合に提出する。	
71	現場発生品調査書		共通仕様書1-1-1-18	様式-28		○			○								現場発生品がある場合に提出する。		
その他	72	出来形報告書(数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	-		○				○							既済部分検査等の際に提出する。		
	73	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	-		○				○							・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。		
	74	建設発生土搬出調査書	特記仕様書	-		○				○									
	75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	-		○				○									
	76	新技術活用関係資料	特記仕様書	-		○				○							新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。		
工事完成時	契約関係書類	77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29		○			○									
		78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30		○				○								
		79	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5		○				○								
	工事書類	80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-31		○				○							・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。	
		81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-32		○				○							・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。	
		82	品質証明書	特記仕様書	様式-33		○				○							・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要	
		83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	-		○				○							・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。	
		84	総合評価実施報告書	特記仕様書	-		○				○							総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。	
	85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式-34		○				○							自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。1工事につき最大10項目までの提出とする。		
	工事完成図書	86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	-		○				○			○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。		
87		工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	-		○				○			○	☆		・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。			
その他	88	再生資源利用実施書-建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19-6	-		○				○							該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
	89	再生資源利用促進実施書-建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-19-6	-		○				○							該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
工事後	その他	90	低入札価格調査(間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-13-5-3	-		○	○		○							「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。		

位置図

S=1:15,000



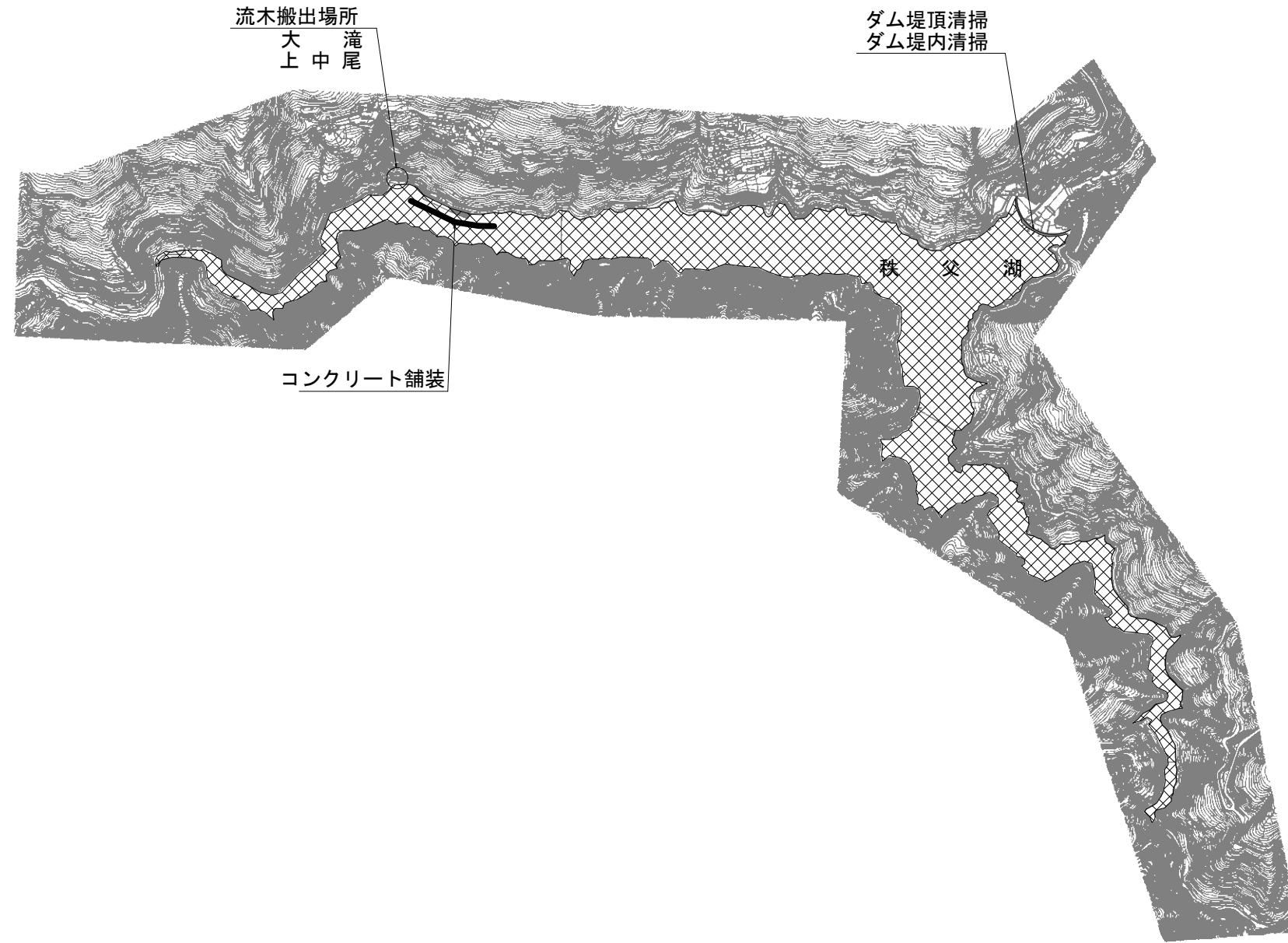
工事名	R8二瀬ダム維持管理工事		
図面名	位置図		
作成年月日	令和8年1月日		
縮尺	1:15,000	図面番号	1 / 4
会社名			
所長	専門官	係長	設計者
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 二瀬ダム管理所		



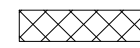
本図面は縮小図のため縮尺は標示と異なります。

二瀬ダム付近平面図

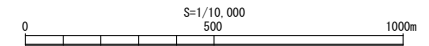
S=1 : 10,000



凡例

 流木収集範囲

本図面は縮小図のため
縮尺は標示と異なります。



工事名	R8二瀬ダム維持管理工事		
図面名	二瀬ダム付近平面図		
縮尺	1:10,000	図面番号	2 / 4
作成年月日	令和 8 年 1 月 日		
会社名			
事務所名	国土交通省 関東地方整備局 二瀬ダム管理所		

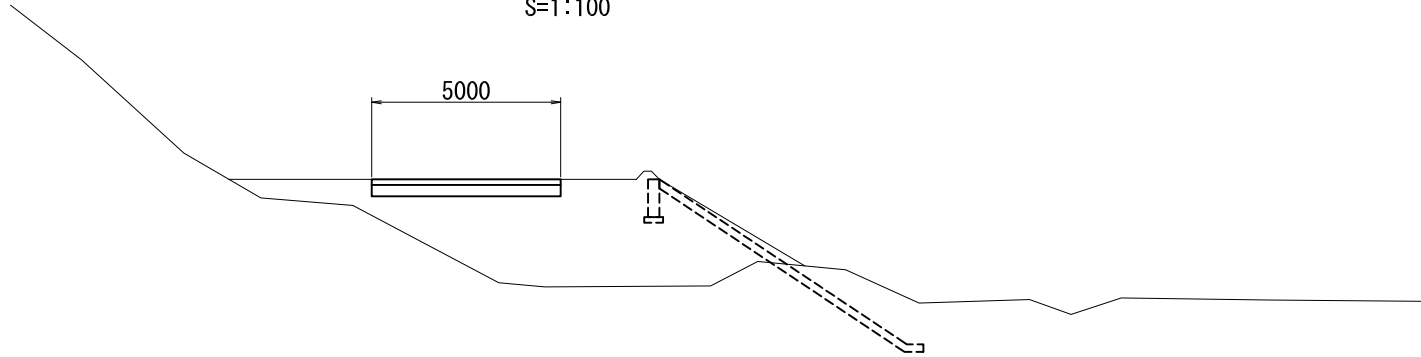
平面図 (上中尾)

S=1:1000

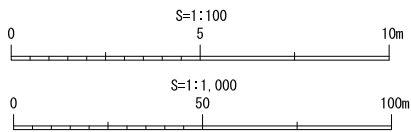


1-1断面図

S=1:100



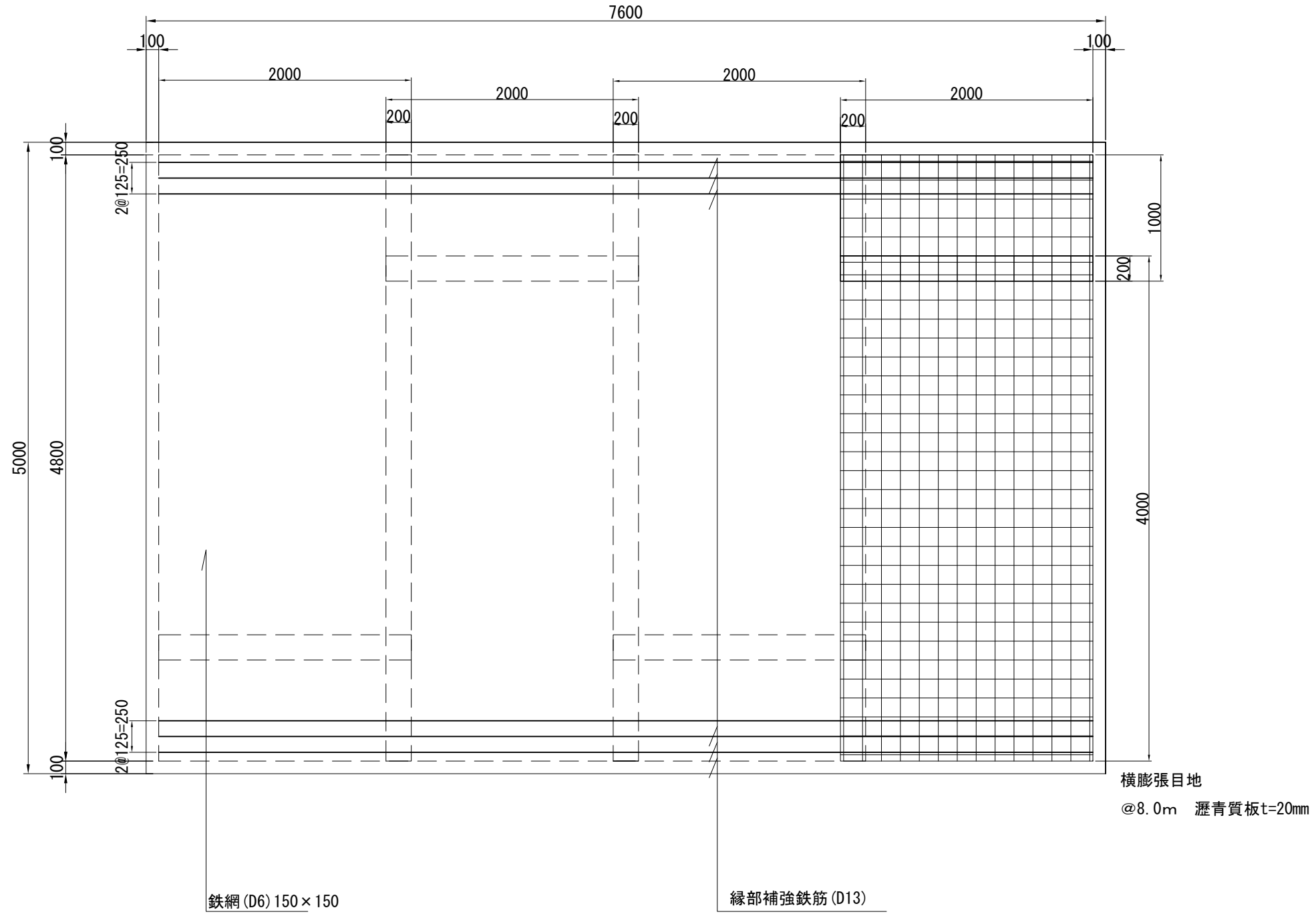
本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。



工事名	R8二瀬ダム維持管理工事		
図面名	平面図 (上中尾下流)		
年月日	令和8年1月 日		
縮尺	図示	図面番号	3 / 4
会社名			
事務所名	国土交通省 関東地方整備局 二瀬ダム管理所		

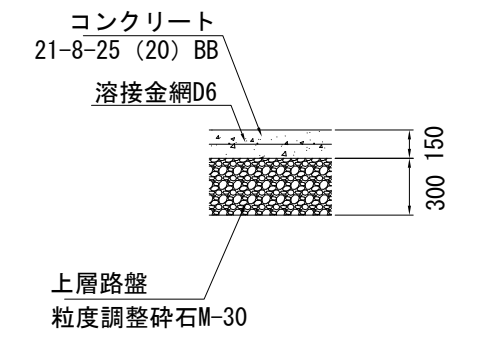
コンクリート舗装版詳細図

S=1:20



※ 鉄網の敷設位置は版の中央の位置とする

舗装構成図

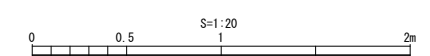


鉄筋質量表

7.6m (38m²) 当り

コンクリート	コンクリート版の幅 (m)	溶接金網 150mm × 150mm (網目) D6		補強鉄筋	
		A= ((4 × 2) + (2 × 1)) × 4 (m ²)	質量 (kg)	6-D13	質量 (kg)
21-8-25 (20) BB	W=5.0	40.0	122.0	φ=5.0m φ=2.9m	47.163

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。



工事名	R 8 二瀬ダム維持管理工事		
図面名	コンクリート舗装版詳細図		
作成年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮尺	S=1:20	図面番号	4 / 4
会社名			
事業者名	国土交通省 関東地方整備局 二瀬ダム管理所		